

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月5日
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日本新生ファンド（愛称：ライジングパワー）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年12月4日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年6月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、日本新生ファンド（愛称：ライジングパワー）の有価証券届出書の記載事項のうち、関係事項を下記の通り訂正するものです。

有価証券届出書の訂正届出書の提出理由は、以下のとおりです。

受益者に継続して当ファンドに投資できる機会を提供し受益者への利便性に資する目的で信託期間を約10年間延長するための投資信託約款の変更を、平成22年12月7日から実施する予定です。

上記の投資信託約款の変更を行うために、投資信託約款第49条および第50条の規定にしたがい、所要の手続きを平成22年10月5日より開始いたします。

なお、上記の投資信託約款の変更は、当該投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が、平成22年10月5日現在の当該投資信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えるときには行いません。

## 2【訂正の内容】

下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 7【管理及び運営の概要】

[訂正前]

（略）

< 信託期間 >

信託期間は、平成13年9月20日から平成23年9月19日までとします。

ただし、後述の<その他>信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

< 計算期間 >

計算期間は、毎年9月20日から翌年9月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成23年9月19日とします。

（略）

[訂正後]

（略）

< 信託期間 >

信託期間は、平成13年9月20日から平成23年9月19日までとします。

ただし、後述の<その他>信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（注）投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、当ファンドの信託期間は、平成33年9月17日までとなります。

< 計算期間 >

計算期間は、毎年9月20日から翌年9月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成23年9月19日とします。

（注）投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、当ファンドの最終計算期間の終了日は、平成33年9月17日とします。

（略）

### 第三部【ファンドの詳細情報】

#### 第3【管理及び運営】

##### 1【資産管理等の概要】

[訂正前]

（略）

##### （3）【信託期間】

信託期間は、平成13年9月20日から平成23年9月19日までとします。

ただし、後述の（5）[その他]信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

##### （4）【計算期間】

計算期間は、毎年9月20日から翌年9月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成23年9月19日とします。

（略）

[訂正後]

（略）

##### （3）【信託期間】

信託期間は、平成13年9月20日から平成23年9月19日までとします。

ただし、後述の（5）[その他]信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（注）投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、当ファンドの信託期間は、平成33年9月17日までとなります。

##### （4）【計算期間】

計算期間は、毎年9月20日から翌年9月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成23年9月19日とします。

（注）投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、当ファンドの最終計算期間の終了日は、平成33年9月17日とします。

（略）